

原子力発電所災害に伴う農畜産物の出荷停止措置等に関する要請

平成23年3月22日
J Aグループ東北関東大震災災害対策緊急中央本部

政府は、福島第一原子力発電所事故に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づき、一定地域の一定品目の農畜産物の出荷制限を当該県知事に指示した。

J Aグループでは、現在、大震災の被災地で必死の人命救済と生活維持に取り組むとともに、被災地に対する生活支援や営農再建の支援に全力を尽くしている。

また、大震災による食料不足の不安解消のため、懸命に農畜産物の安定供給と緊急出荷に努めてきたが、今回の出荷停止の措置には、ただちに対応しているところである。

しかし、生産現場からは、生産者にとっては不可抗力である原子力発電所事故により、出荷を停止せざるを得ないことに対する強い憤りと、今後の経営に対する大きな不安、営農再開への懸念の声が上がっている。

このため、国・行政ならびに東京電力に対し、出荷停止地域や品目のこれ以上の拡大の防止と早期の制限解除による生産・出荷の再開が図られるよう福島第一原子力発電所事故を早急に終息させる対策を求めるとともに、出荷停止措置に関して、下記の通り、万全の対策を講じるよう要請する。

記

1. 出荷停止等の被害を受けた生産者や関係事業者に対して、万全の補償を行うこと。
なお、出荷自粛した農畜産物等についても同様に万全の補償を行うこと。
2. 出荷停止を指示された地域においては、早期に出荷再開ができるように、制限解除のための放射性物質の検査・判定を計画的かつ頻繁に行うとともに、制限解除した場合は、消費者等に対して速やかに情報提供し周知徹底すること。
3. 出荷停止対象以外の農畜産物については、卸売市場での受託拒否など連鎖的な風評被害を防止するため、行政への指導ならびに消費者、流通・小売業者等の食品関係者に飲食摂取にかかる適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。
なお、入荷の拒否など風評被害が発生した場合は、価格下落等を含め、その被害について万全の補償を行うこと。
4. 被災した地域においては、原子力災害避難により営農が継続不可能となっており、農畜産物・家畜等に対する補償に万全を期すとともに、再生産に向けて可及的速やかに復旧をすすめる、土壌の安全宣言および安全確保を行うこと。

以上